



8月8日(土) 開催 第5回 いいやま灯籠まつり ダンスイベント、和紙とあかり灯籠展 参加者募集！！

お問い合わせは下記「いいやま灯籠まつり実行委員会事務局」まで
市役所観光課 観光係 ☎ 62-3111 内線 232

「和紙とあかり 灯籠展」参加者募集

和紙を使用した灯籠を募集します。参加資格は問いませんので、最優秀賞を目指してぜひご応募ください。

■表彰

- ・最優秀賞(1点) …3万円・副賞
- ・優秀賞(5点) …1万円・副賞
- ・参加賞…5000円

■作品基準

①灯籠の一部分が50cm以上とし、形は自由。必ず和紙を一部に使用してください。

※内山紙の使用・購入については内山紙協同組合(☎65-2511)までお問い合わせください。

②光源は電球等、火災になりにくいもので、コードを長くしておいてください。(火の使用は不可)

■申込締切 7月22日(水)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



よさこいソーラン・信濃の国ダンスイベント 参加チーム募集

昨年好評だった灯籠まつりのダンスイベントで、ソーラン節、信濃の国をテーマに創作ダンスを踊っていただくチームを募集しています。職場や学校、地域の仲間に参加してみませんか。



■参加人数 1チーム8人以上

■テーマ曲

ソーラン節、信濃の国

(曲のアレンジ・振り付け等は自由。希望団体には、市販の演舞曲を提供します)

■参加補助 参加チームには、衣装・道具を揃えるための費用の一部として1人700円(中学生以下500円)の補助があります。

■申込締切 7月10日(金)

6月～8月は農薬危害防止運動期間

「農薬」は適切な保管・正しい使用を

農薬は、農業生産の安定や森林の保全のために開発されたもので、それぞれの目的に沿って使われてこそ大きな効果が得られます。その保管・使用に当たっては、次の事項に十分留意して適切に取り扱いましょう。

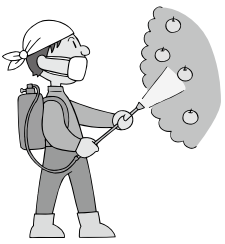
農薬の保管

農薬は子どもや第三者が触れたり、持ちだしたりできないよう、十分留意してください。

農薬使用基準の順守

農薬取締法の改正(平成15年3月10日施行)により、次の事項は農薬使用者が順守すべき事項として新たに義務づけられたものです。これに反すると処罰の対象となります。

- ・農薬登録(農林水産省登



録番号)のない薬剤は、農作物および農耕地では使用禁止

・DDT等の使用禁止農薬は、農薬登録番号があっても使用禁止

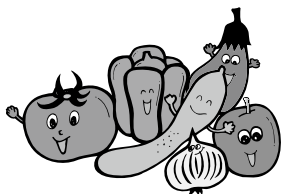
・農薬ごとに、そのラベルに記載された「適用となる作物」、「使用量または希釈倍率」、「使用時期」、「使用回数」の順守

目的外使用の禁止

農薬はラベルに記載された目的や方法に沿って正しく使用し、目的外に用いないでください。

農薬散布に際する周辺への連絡、飛散防止等

農薬散布に先だって、周辺の作物、飼育動物、住宅、水路等を点検し、必要に応じて事前に関係者と協議を行うようにしましょう。隣



接する田・畑の農作物に飛散した場合は、農薬残留や農薬の適用外使用に結びつくおそれもあります。風のある時は散布の中止や、微風でも常に風向きに注意をしながら周辺に飛散することのないよう配慮が必要です。

農薬残液の処理および流出事故があった場合の迅速な対応

農薬残液および散布器具等の洗浄水は、河川、用水等には絶対に流さないようにしてください。また、農薬の流出等の事故があった場合には、ただちに最寄りの消防署等に連絡し応急の措置を講じてください。

お問い合わせ

農林課 振興係 ☎ 62-3111 内線 263

今年是不法投棄の件数が増加しています

不法投棄は絶対にやめましょう

市内では、春から不法投棄が多く発見されています。4月から5月の市内の不法投棄発見件数は20件で、ここ数年では最も多くなっています。また、家電製品の投棄など悪質な不法投棄が多くなっています。

不法投棄は景観の問題だけでなく、有害物質により地域の土壌や水質に重大な被害を与えかねません。捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変です。もとの美しい自然を回復するのは難しく、多大な費用と時間がかかります。

不法投棄には『5年以下の懲役または1000万円の罰金』が科せられます。市では、警察署などの関係機関と連携して徹底的に調査し、不法投棄の撲滅を目指します。

不法投棄の現場を目撃した場合や不法投棄物を発見した場合は、情報提供をお願いします。地域の皆さんの目で不法投棄のされにくい地域を作りましょう。

お問い合わせ

市民環境課 生活環境係 ☎ 62-3111 内線 191

粗大ごみ等の出し方

●各地区での有料回収

市では一般家庭から出る粗大ごみを対象に、年1回、衛生委員さんを通じ申し込みを取りまとめ、有料回収を行っています。回収日程は市報5月号をご覧ください。(既に終了している地区もあります)

●エコパーク寒川への持ち込み

一時的に大量に出たごみ等、地区の回収で出せないごみは、エコパーク寒川に直接持ち込むこともできます。

(エコパーク寒川 ☎ 69-1085)

※回収できないごみがあります

- ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン等の家電4品目は、「家電リサイクル法」により販売店に引き取ってもらうことになっていますので、地区での回収およびエコパーク寒川への持ち込みはできません。
- ・パソコン、バイクも回収しません。

「いいやま景観賞」を募集します

市では平成21年度いいやま景観賞を募集します。

ら補助を受けているものは対象外です)

②地域の花づくりや緑化の皆さんに景観への関心を高めてもらうため、平成8年度に策定した「全市公園化構想」を進める一環として設けられ、これまで優れた景観づくりに貢献した個人や団体を表彰してきました。たくさんのご応募をお待ちしています。

対象 次の①②のいずれかに該当するもの。

①市内にある建築物等で、景観に配慮されているもの(※ただし、公的機関等か

☎ 62-3111 内線 241、244

選考 飯山市景観形成推進協議会にて行います。
応募期限 8月31日(月)
お問い合わせ・応募先 都市計画課 住宅・公園景観係

『剪定枝』チップ化しませんか

市では、家庭から出される剪定枝の再利用のため、細かくチップ化する事業を実施しています。出来上がったチップは無料でお分けしており、通路や花壇等に敷いて利用したり、堆肥化に利用することもできます。

枝の搬入をしたい方、チップが必要な方は、市民環境課までお問い合わせください。

●搬入できる剪定枝

一般家庭の庭木の剪定枝(直径15cm以内、長さ180cm以内、枝の最大幅60cm以内のもの)

※対象とならないもの

事業活動によって排出された木・枝、竹類、つる類、つた類、バラ類(とげのあるもの)、ウルシ等

お問い合わせ

市民環境課生活環境係 ☎ 62-3111 内線 191、192



剪定枝のチップ